

兵庫県福祉サービス第三者評価 評価料金

令和4年2月10日改定施行

一般社団法人 ぱ・まる

居宅介護支援事業 150,000円 利用者100名まで

相談支援事業所

※利用者100名を超える場合、1名につき400円加算

【児童関係・通所系障害施設】

保育所・認定こども園（全類型）・企業主導型保育所・小規模保育・家庭的保育
放課後児童健全育成事業・通所系の障害施設

150,000円 利用者50名まで

※利用者50名を超える場合、1名につき400円加算

【事業所へ利用者が通ってくる事業所で、宿泊が発生しない事業所】

上記以外の通所系事業所

165,000円 利用者50名まで

※利用者50名を超える場合、1名につき400円加算

【利用者宅等、事業所外のみでサービスを提供する事業所】

居宅型事業所

150,000円 利用者50名まで

※利用者50名を超える場合、1名につき400円加算

【寝食を伴い生活の場となる、または宿泊が発生する事業所】

入所系事業所

210,000円 利用者50名まで

※利用者50名を超える場合、1名につき400円～800円加算

※いずれも利用者調査実施方法により、金額は増減します（個別打合せ）

※上記分類当てはまらない場合は、類似類型料金を基本に別途見積となります。

【併設事業所同時受審割引】

同一敷地内、あるいは併設、もしくは併設に準じる近隣であり、組織経営一元管理として複数事業を営んでいる場合に限り、併設複数事業同時に受審される場合は、2事業所目以降、各30,000円割引。（同一法人複数割引との併用は不可）

【同一法人複数割引】

同一の法人、または同一法人グループ内で過去3年度以内に受審実績がある場合、2事業所目以降各10,000円割引。（地域密着型・社会的養護等の他の評価、県外の施設もカウント対象）